



こういちろう
孝一郎

日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門
ディレクタ/プリンシパル

だんの
段野

2020年2月25日、「強
靱かつ持続可能な電気供給体
制の確立を図るための電気事
業法等の一部を改正する法律
案」が閣議決定された。本閣
議決定に伴い、現在審議中の
第201回通常国会におい
て、電気事業法、再生可能エ
ネルギー特別措置法（通称
「FIT法」）及び独立行政
法人石油天然ガス・金属鉱物
資源機構法（通称「JOGM
EC法」）の改正案が審議さ
れる予定だ。

本改正案は、昨年の台風15
号・台風19号による甚大な被
害を背景に、昨年下半年から取
りまとめが加速したものであ
り、特に電気事業法とFIT
法の改正案がポイントとなる
。電気事業法の改正では、
レジリエンス強化の観点か
ら、プッシュ型の系統増強
（個別の発電所の要請に応じ
て系統増強を考える「プル
型」の考え方と対比し、洋上
風力などの地域ポテンシャル
を考慮して能動的に系統増強
を行うことを「プッシュ型」
と呼ぶ。）を可能とすべく、
OCCIOに当該業務を追加
する内容だ。また、託送料金
には「レベニューキャップ」
制度を導入し、収入上限額の
範囲内で事業者の創意工夫
（主にコスト効率化）によっ
て、「収益」を企図させるイ
ンセンティブを導入する。さ
らに、災害時等に、特定エリ
ア内で小型の分散型電源を活
用し、緊急時に独立したネッ
トワークとして地域配電網を
運営できるように、配電事業
を法律上位置付けるといった
措置が行われる。（同時に審
議されるFIT法改正案では、

再生可能エネルギーの買取価
格を、新たに、市場価格に一
定のプレミアムを上乗せして
交付する制度（通称「Feed
in Premium:
FITP制度）が追加される予
定。」

諸外国では、送電と配電は
区分されていることが多かつ
たのに対し、日本ではこれま
で、送配電は一体不可分のも
のとして取り扱われてきた。
また、配電事業については、
一般送配電事業者が主として
管理・運営するものであり、
いわゆる「地域配電」につい
ては、自前で配電線（いわゆ
る「自営線」）を敷設するし
か、事実上、実施する方法が
なかった。一方
で、自営線敷設に
は多額の設備投資
を要する。そのた
め、新規参入は限
定的であった。

台風15号・19号
による被災の前を
思い返してみると、その一年前の
北海道胆振東部地
震においては、E
Vからの放電で電
気を自給したセイ
コーマートの事例
などがよく引き合
いに出される。レ
ジリエンスという
観点において、太
陽光などの自立分
散型電源から充電
可能で、かつ家庭
（V2H）や系統
（V2G）など多
様な設備に放電可
能なEVは、電力
のレジリエンスと
いう観点で、非常
に重要なピースで
あることが、広く
確認されたのであ
る。

電気事業法改正の行方～なるか、配電の分離～

今後、配電事業
のライセンス化に
よって、一般送配
電事業者が管理す
る配電網であって
も、民間の配電事
業者が特定地域の
配電網を管理する
ことが可能とな
る。例えば、地域
の自動車ディーラ
ーが、地域の配電
事業者となり、自
前の充放電設備と
EVによって災害時
の電力供給を行う
といったことも現
実に可能となる。
「送電広域化、配電分
散化」が世界的な
潮流であるが、配
電分散化とEV普及
によって、地域
では自動車関連
インフラ（自動車
メーカー、自動車
ディーラー、カー
シェア等）と電力
インフラの融合が
進むのではない
だろうか。

（次回は●月●日に掲載し
ます）